

特定化学物質の取扱量の集計結果について（条例）【詳細】

— 埼玉県内の令和6年度取扱量データの詳細 —

埼玉県内の対象事業者から報告された令和6年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例に基づき集計しました。詳細は以下のとおりです。

1 はじめに

(1) 特定化学物質取扱量報告制度の概要

埼玉県内で特定化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の要件*を満たす事業者は、埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）に基づき、年度ごとに特定化学物質の取扱量とその内訳（使用量、製造量、取り扱う量）を報告します。

県は、報告された取扱量等を物質別、業種別、地域別等に集計し、公表しています。

なお、さいたま市に所在する事業所については、さいたま市生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に基づく報告データをさいたま市から提供いただき、全県で集計をしています。

* 特定化学物質取扱量報告の要件

- ① 製造業など、県条例施行規則または市条例施行規則で定める業種を営むこと。
- ② 事業者として、常時使用する従業員の数が21人以上であること。
- ③ 特定化学物質を物質ごとに年間0.5トン以上取り扱った事業所を有すること。

(2) 用語等の解説

○ 特定化学物質（663物質）

「特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）の第一種指定化学物質515物質、第二種指定化学物質134物質及び県条例・市条例で指定する化学物質14物質（メタノール、硫酸等）が該当します。

* 制度改正により令和5年度把握分の報告から対象物質の変更がありました。

○ 取扱量（使用量・製造量・取り扱う量）

取扱量 事業所において取り扱った特定化学物質の量。

使用量、製造量、取り扱う量の合計。

使用量 事業所において事業活動に伴い使用した量。

製造量 事業所において製造した量（副生成物も含む）。

取り扱う量 事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量。

○ 数値の表記について

本資料は各数値を四捨五入により整数で表示しているため、表の各数値とその合計が一致しない場合や、比率の合計が100%とならない場合があります。

また、極めて小さい比率が0%と表記される場合があります。

2 報告事業所の業種

埼玉県業種別の報告事業所数は表1のとおりです。

令和6年度は、1,436事業所から特定化学物質取扱量報告がありました。令和5年度の1,458事業所と比較すると22事業所減少しています。

報告事業所数の多い業種は、燃料小売業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業です。

表1 埼玉県の業種別の報告事業所数

業種	報告事業所数	占有率	業種	報告事業所数	占有率
製造業	768	(53%)	金属鉱業	1	(0%)
食料品製造業	25	(2%)	電気業	0	(0%)
飲料・たばこ・飼料製造業	4	(0%)	ガス業	3	(0%)
酒類製造業	0	(0%)	熱供給業	0	(0%)
たばこ製造業	0	(0%)	下水道業	5	(0%)
繊維工業	4	(0%)	鉄道業	4	(0%)
衣服・その他の繊維製品製造業	1	(0%)	倉庫業	1	(0%)
木材・木製品製造業	1	(0%)	石油卸売業	11	(1%)
家具・装備品製造業	3	(0%)	鉄スクラップ卸売業	1	(0%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	28	(2%)	自動車卸売業	0	(0%)
出版・印刷・同関連産業	54	(4%)	燃料小売業	560	(39%)
化学工業	156	(11%)	洗濯業	16	(1%)
塩製造業	0	(0%)	写真業	0	(0%)
医薬品製造業	13	(1%)	自動車整備業	5	(0%)
農薬製造業	2	(0%)	機械修理業	3	(0%)
石油製品・石炭製品製造業	11	(1%)	商品検査業	1	(0%)
プラスチック製品製造業	80	(6%)	計量証明業	1	(0%)
ゴム製品製造業	15	(1%)	一般廃棄物処理業	23	(2%)
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	(0%)	産業廃棄物処分業	6	(0%)
窯業・土石製品製造業	27	(2%)	特別管理産業廃棄物処分業	1	(0%)
鉄鋼業	18	(1%)	医療業	10	(1%)
非鉄金属製造業	33	(2%)	高等教育機関	5	(0%)
金属製品製造業	127	(9%)	自然科学研究所	11	(1%)
一般機械器具製造業	26	(2%)	合計	1,436	(100%)
電気機械器具製造業	58	(4%)			
電子応用装置製造業	0	(0%)			
電気計測器製造業	1	(0%)			
輸送用機械器具製造業	54	(4%)			
鉄道車両・同部分品製造業	0	(0%)			
船舶製造・修理業、船用機関製造業	0	(0%)			
精密機械器具製造業	10	(1%)			
医療用機械器具・医療用品製造業	3	(0%)			
武器製造業	0	(0%)			
その他の製造業	14	(1%)			

3 取扱量

埼玉県の取扱量の構成は表2のとおりです。取扱量の合計は613,124トンであり、令和5年度と比較して6,479トン減少（1.0%減少）しました。また、取扱量の内訳は、使用量228,266トン、製造量12,081トン、取り扱う量372,850トンでした。

埼玉県の取扱量と届出排出量*の推移は図1のとおりです。平成14年度と令和6年度を比べると、取扱量は16%減少し、届出排出量は71%減少しています。

近年は取扱量及び排出量ともに大幅な増減は見られず、横ばいで推移しています。

* 届出排出量 化学物質排出把握管理促進法に基づき届出された化学物質の環境中への排出量。届出排出量の数値は、環境省及び経済産業省が令和8年2月に公表したデータを引用しています。

表2 埼玉県の取扱量の構成

(単位：トン)

特定化学物質の種類	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量
第一種指定化学物質（515種）	551,157 (555,338)	179,873 (185,001)	10,020 (9,686)	361,278 (360,545)
第二種指定化学物質（134種）	3,839 (3,707)	2,257 (2,050)	1,292 (1,374)	291 (283)
県・さいたま市指定の化学物質（14種）	58,128 (60,558)	46,137 (48,123)	769 (986)	11,281 (11,545)
合計	613,124 (619,603)	228,266 (235,174)	12,081 (12,046)	372,850 (372,372)

()内は令和5年度実績

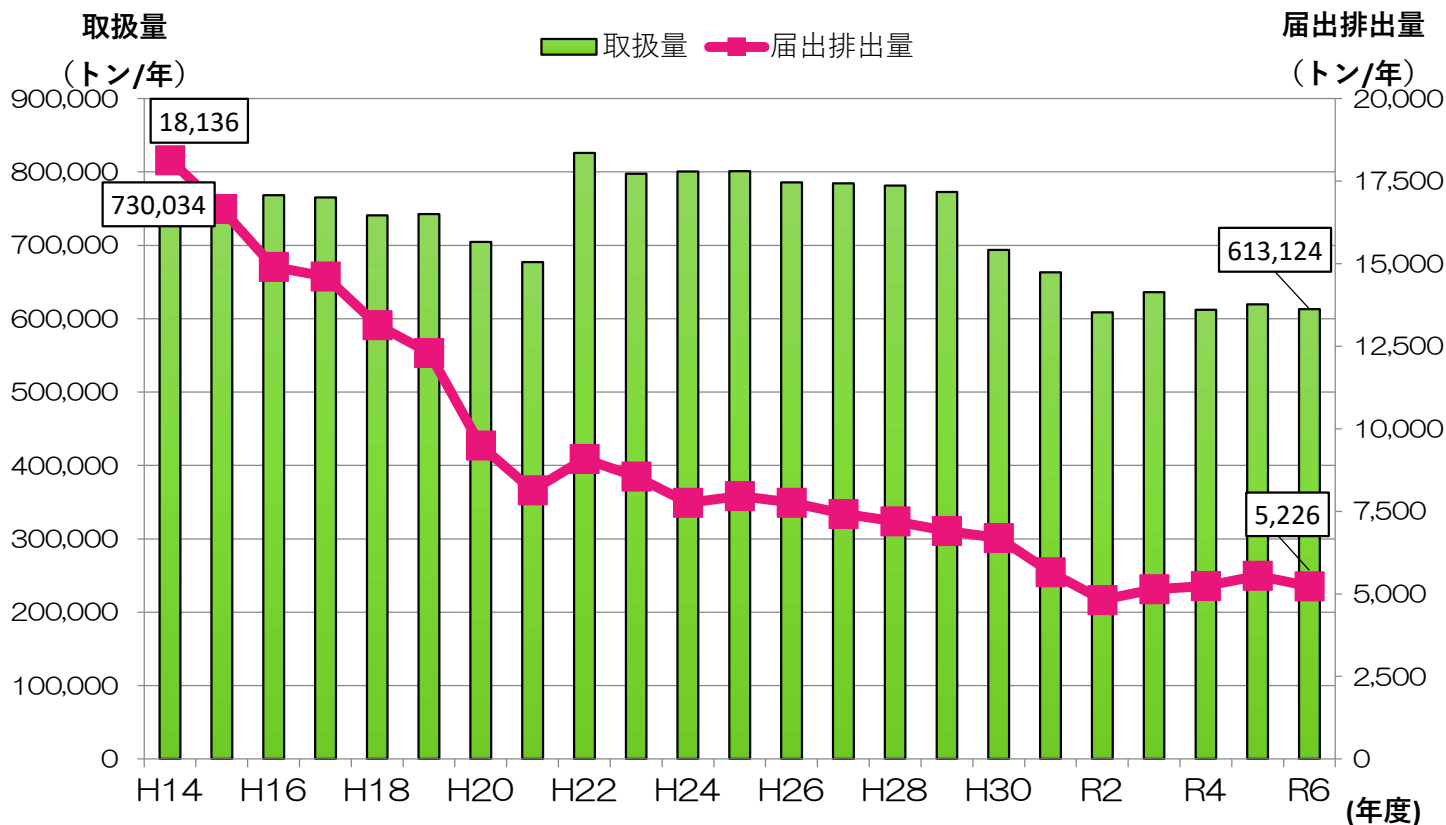


図1 埼玉県の取扱量と届出排出量の推移

埼玉県を取扱量上位10物質の報告事業所数と取扱量の内訳は表3、取扱量の物質別の構成比は図2のとおりです。取扱量が最も多い物質はトルエンで、取扱量全体の27%を占めていました。

取扱量の内訳を比較すると、トルエン、キシレン、トリメチルベンゼン、ヘキサン、エチルベンゼン及びヘプタンは取り扱う量の占める割合が高いことが分かります。これは、トルエン等がガソリンの含有成分であり、ガソリンを小売りする燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの報告が多いためです。

表3 取扱量上位10物質の報告事業所数とその内訳

(単位：トン/年)

特定化学物質の種類	報告数	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量	
トルエン	782	168,004	23,246	3,200	141,574
キシレン	789	69,817	4,917	1,231	63,664
トリメチルベンゼン	672	62,024	2,568	102	59,343
ヘキサン	550	47,590	1,901	8	45,690
鉛及びその化合物	36	36,830	36,767	61	2
硫酸（三酸化硫黄を含む）	204	29,304	28,489	0	816
エチルベンゼン	642	21,586	3,840	1,070	16,686
メタノール	186	21,329	14,575	569	6,183
ヘプタン	519	17,909	202	0	17,694
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	25	10,936	10,932	0	4
その他	2,914	127,795	100,828	5,848	21,194
合計	7,319	613,124	228,265	12,081	372,850

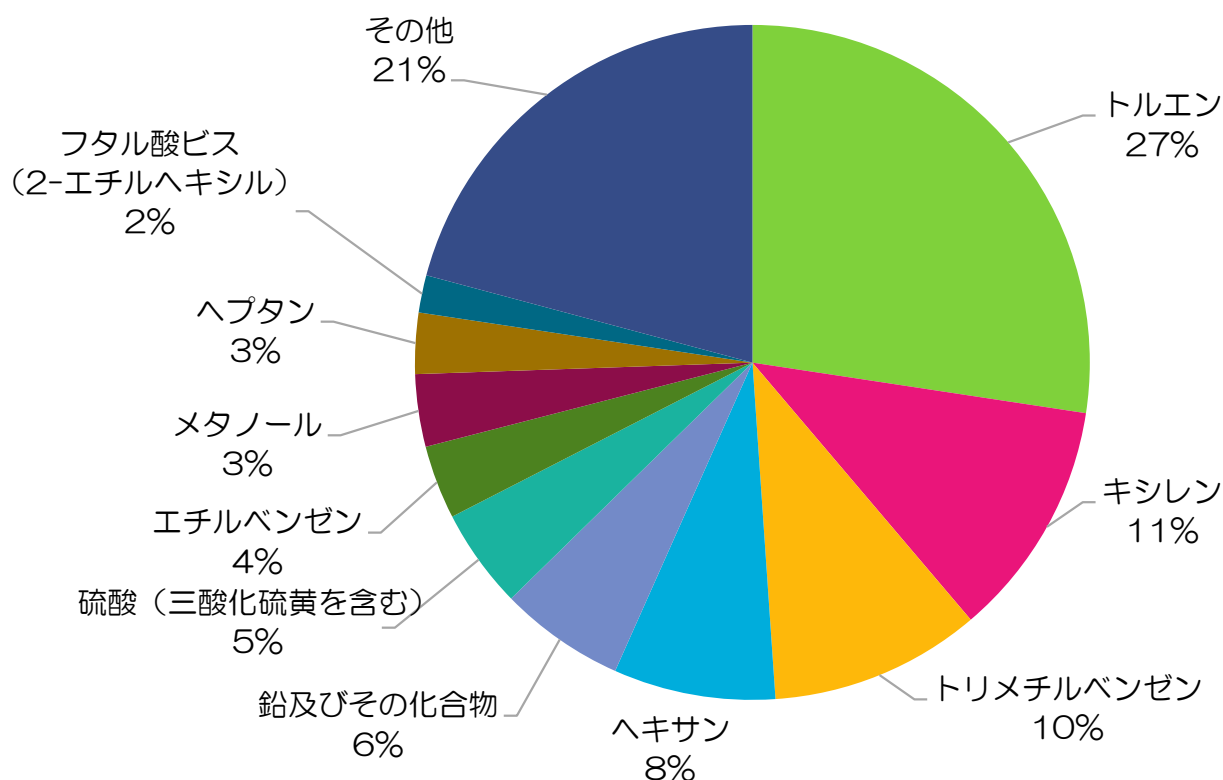


図2 取扱量の物質別の構成比

埼玉県を取扱量上位10業種の報告数と取扱量の内訳は表4、取扱量の業種別の構成比は図3のとおりです。ガソリンスタンドなどの燃料小売業と化学工業の取扱量が多く、2つの業種で取扱量全体の80%を占めました。その後は電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業と続き、製造業が上位を占めていました。

表4 取扱量上位10業種の報告事業所数と取扱量の内訳

(単位：トン／年)

業種	報告数	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量	
燃料小売業	560	332,725	777	3	331,945
化学工業	156	160,875	113,177	8,862	38,910
電気機械器具製造業	58	45,853	45,794	59	0
プラスチック製品製造業	80	18,725	18,661	64	0
非鉄金属製造業	33	10,190	9,940	250	0
鉄鋼業	18	9,890	9,765	125	0
窯業・土石製品製造業	27	9,410	9,407	0	3
出版・印刷・同関連産業	54	5,980	5,903	77	0
金属製品製造業	127	2,890	2,739	148	2
特別管理産業廃棄物処分業	1	2,323	0	2,323	0
その他	322	14,264	12,105	170	1,989
合計	1,436	613,124	228,266	12,081	372,850

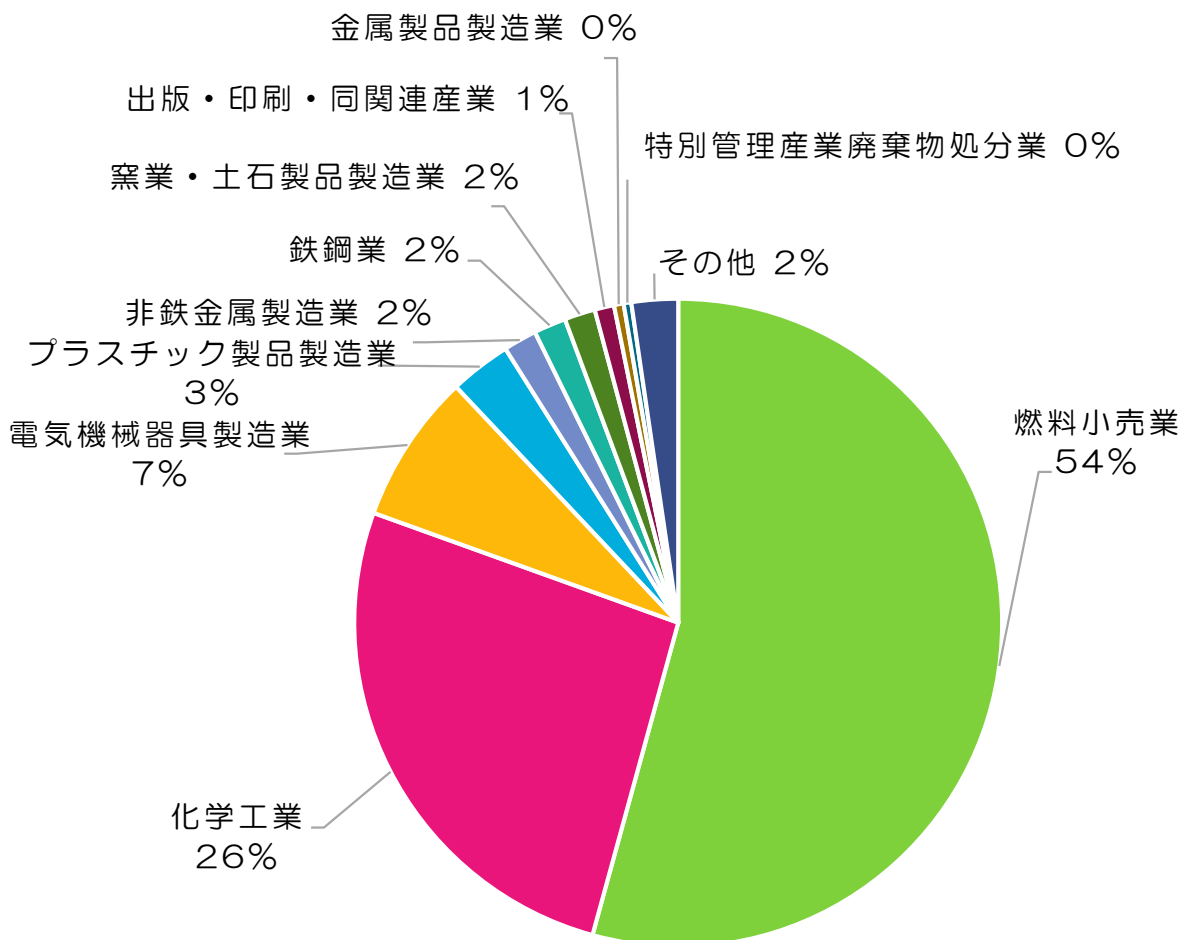


図3 取扱量の業種別の構成比

4 取扱量の内訳

(1) 使用量（228,266トン）

埼玉県物質別の使用量とその構成比は図4のとおりです。

また、埼玉県の業種別の使用量とその構成比は図5のとおりです。化学工業が使用量全体の約半分を占めており、他の業種に比べて高い割合になっています。

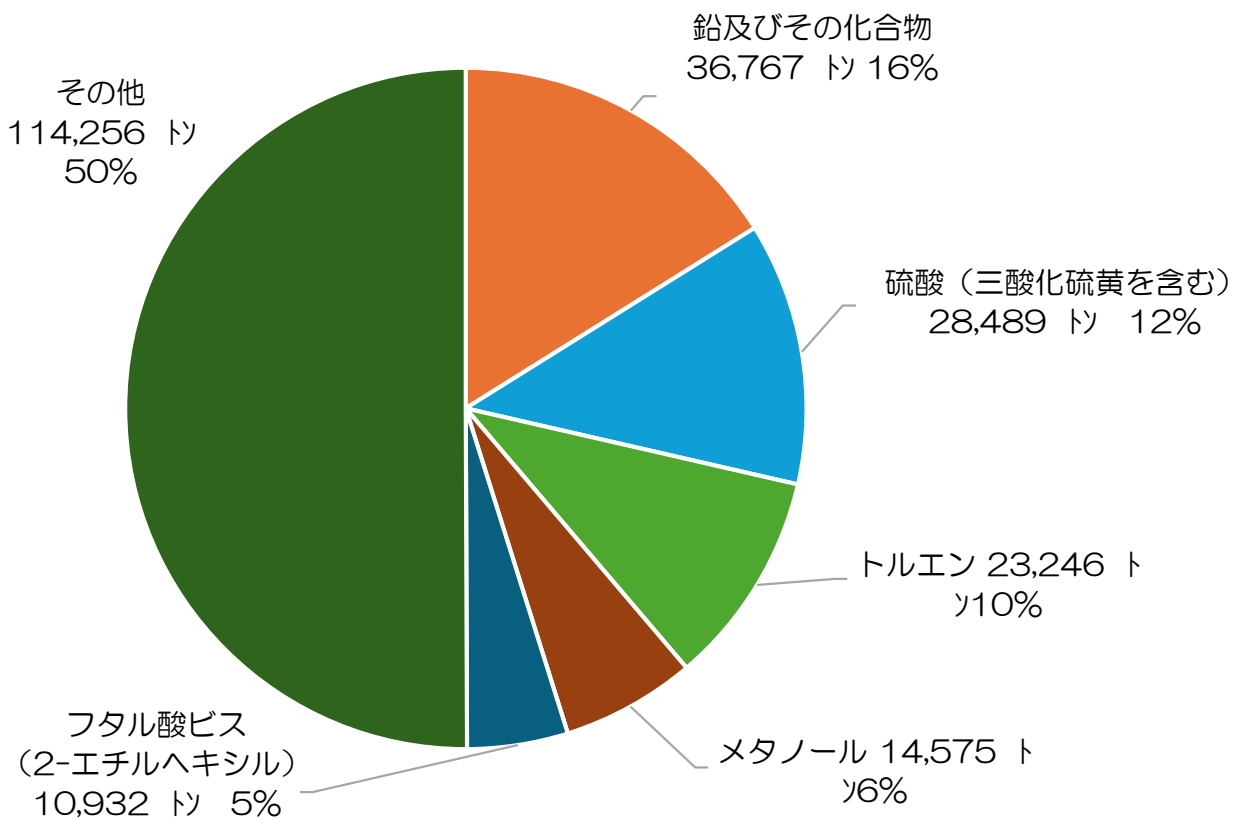


図4 埼玉県の物質別の使用量とその構成比

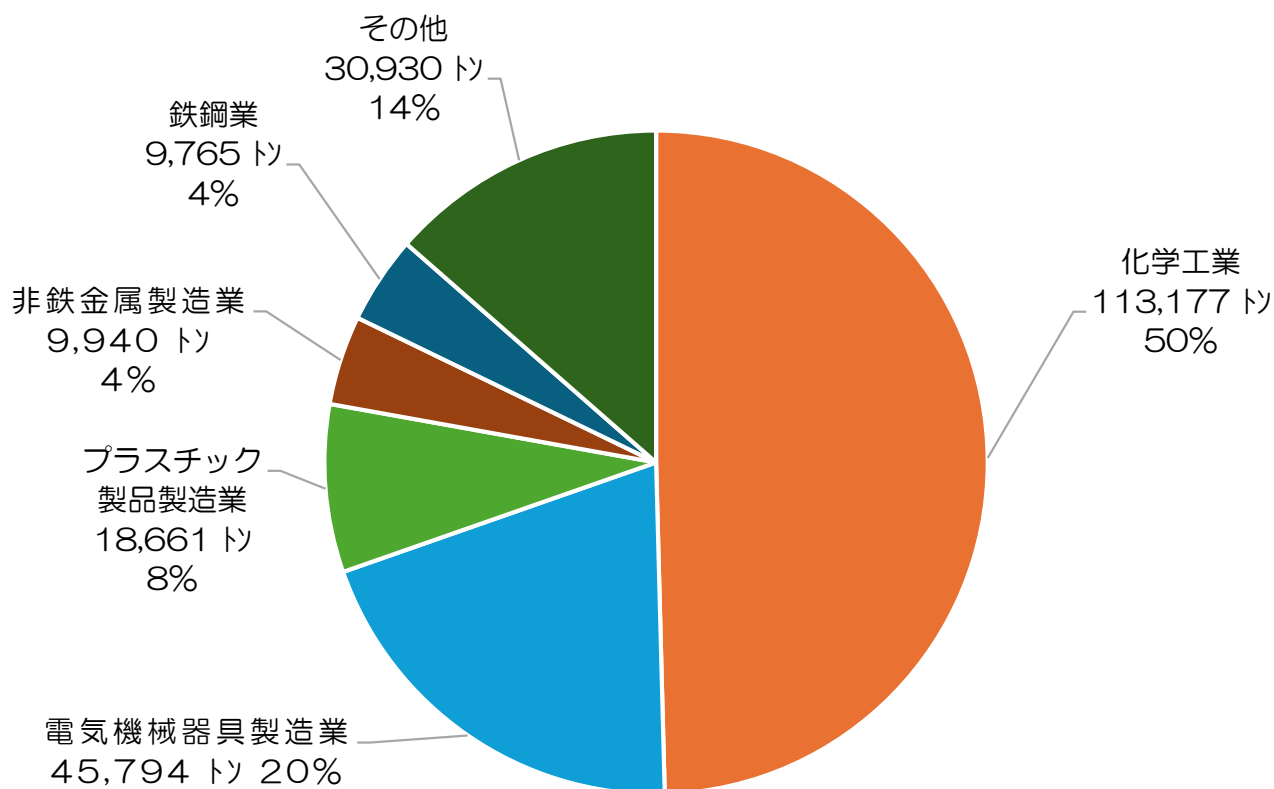


図5 埼玉県の業種別の使用量とその構成比

(2) 製造量（12,081トン）

埼玉県物質別の製造量とその構成比は図6のとおりです。

また、埼玉県の業種別の製造量とその構成比は図7のとおりです。化学工業が全体の7割以上を占めています。

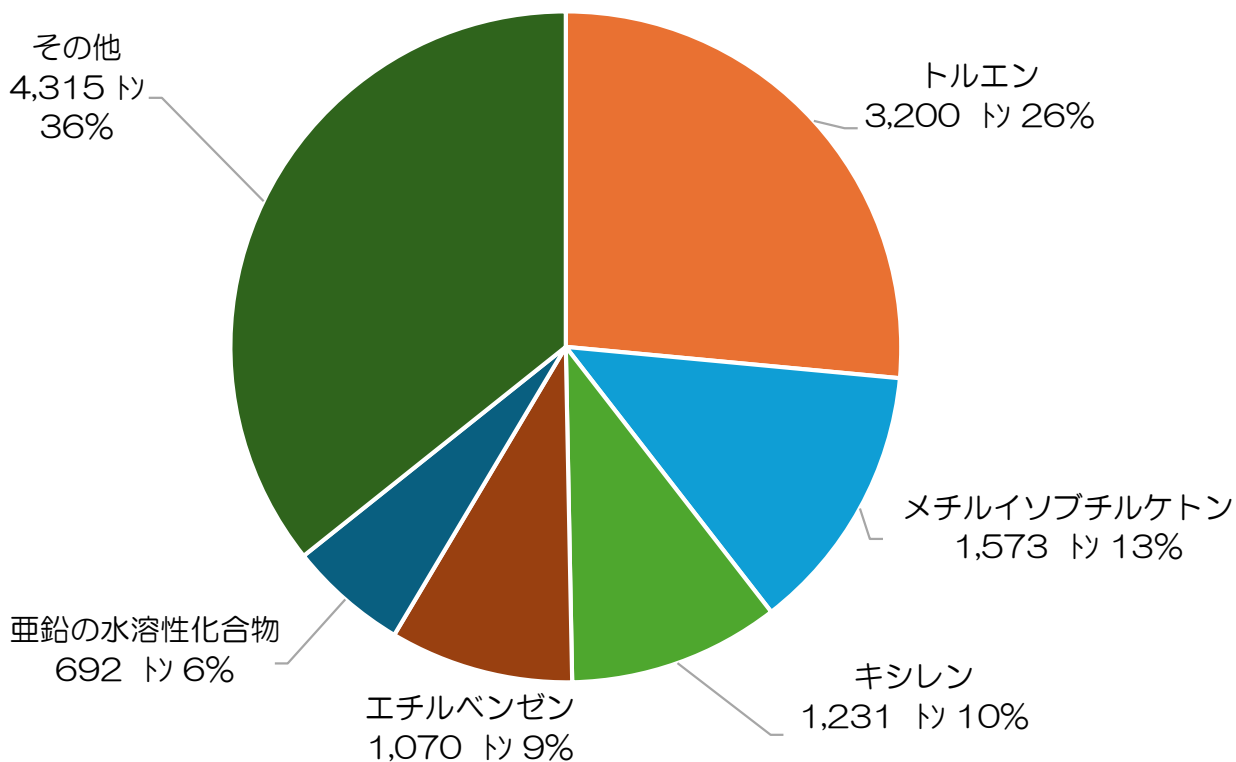


図6 埼玉県の物質別の製造量とその構成比

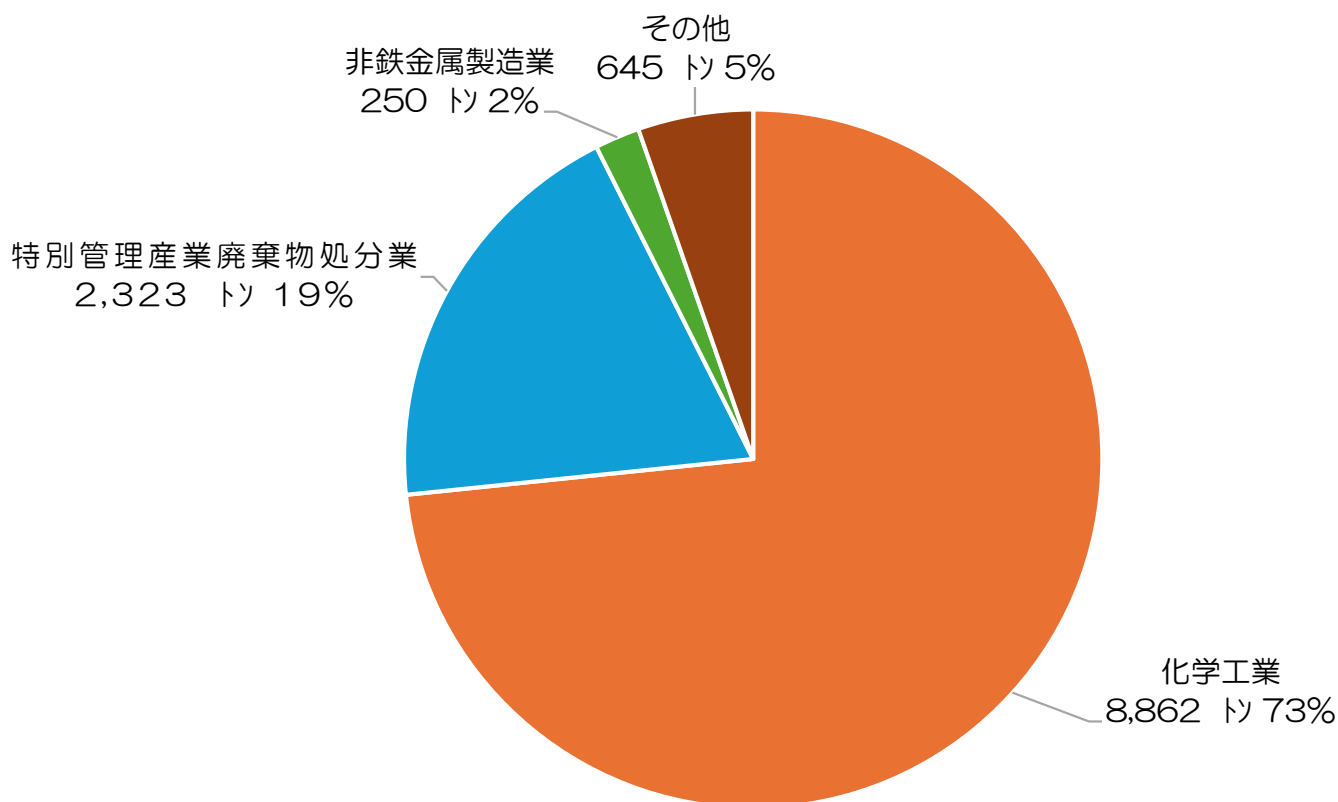


図7 埼玉県の業種別の製造量とその構成比

(3) 取り扱う量 (372,850トン)

埼玉県物質別の取り扱う量とその構成比は図8のとおりです。

また、埼玉県の業種別の取り扱う量とその構成比は図9のとおりです。燃料小売業及び化学工業の2業種が99%を占めています。

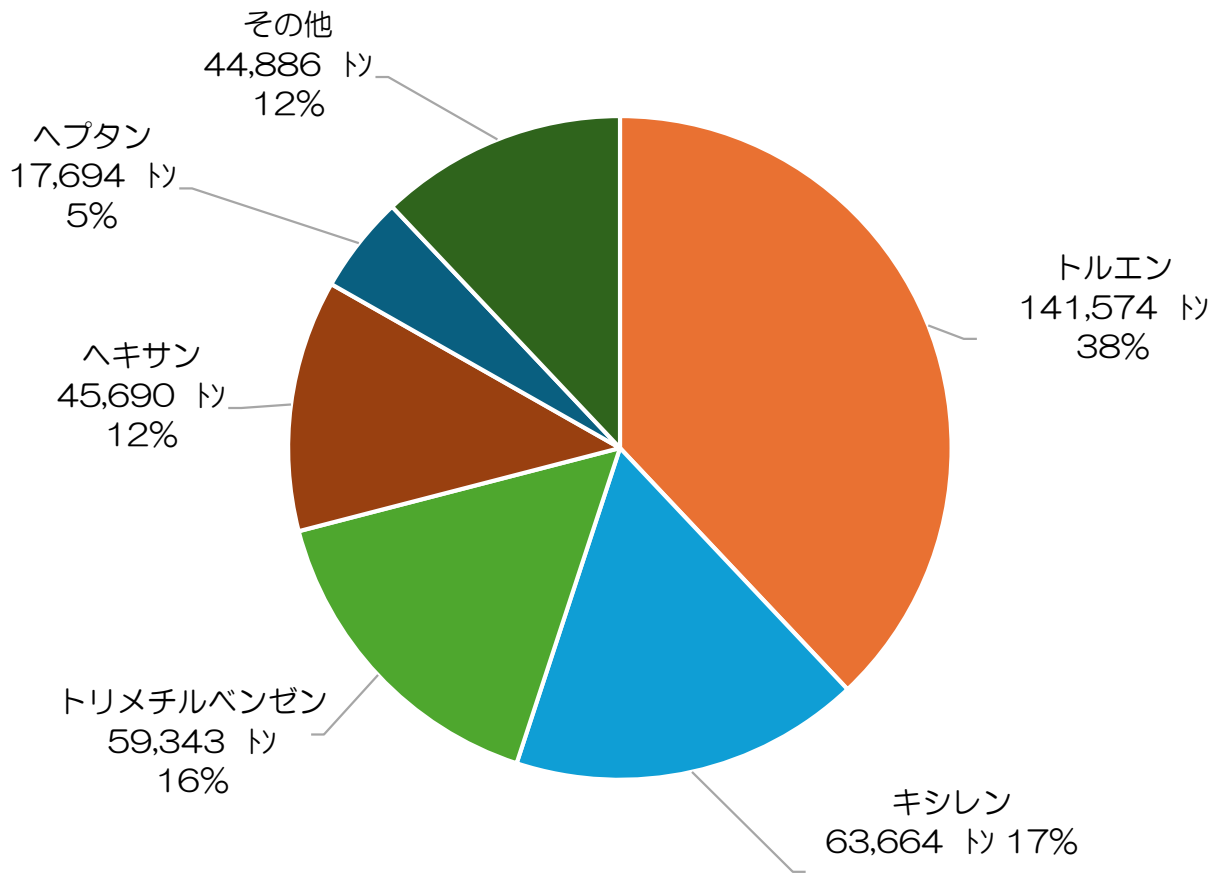


図8 埼玉県の物質別の取り扱う量とその構成比

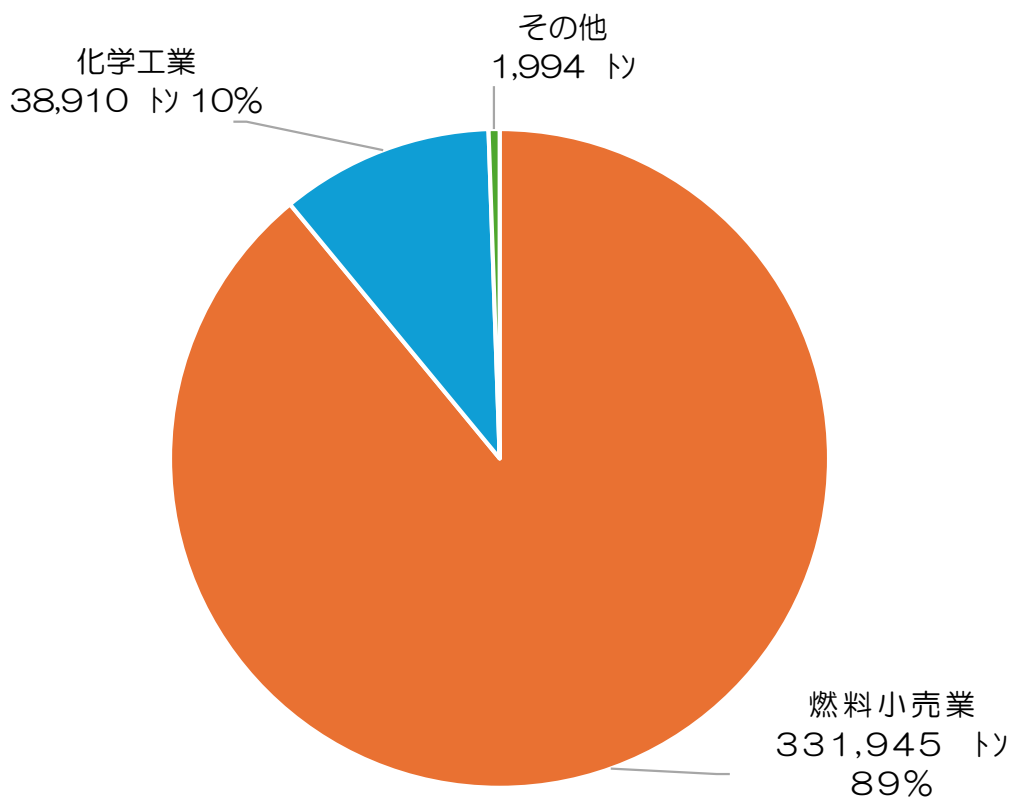


図9 埼玉県の業種別の取り扱う量とその構成比

5 物質別の用途

本紙中で記載された特定化学物質の主な用途は表5のとおりです。

表5 特定化学物質の主な用途

物質名	主な用途
トルエン	合成原料（合成繊維、染料、火薬）、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）
キシレン	合成原料（テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬）
トリメチルベンゼン	合成原料（染料、顔料、医薬品等）、ガソリン成分、溶剤
ヘキサン	溶剤（重合剤、接着剤、塗料、インキ）、ガソリンや灯油の成分
鉛及びその化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤
硫酸	肥料・繊維・無機薬品・金属精錬・製鋼・紡織・製紙・食品工業等での原料・助剤・排水処理剤等
エチルベンゼン	合成原料（スチレン）、溶剤
メタノール	合成原料、塗料・電子工業用などの溶剤
ヘプタン	重合溶媒、接着剤の溶剤、シンナー、分析化学用の試薬
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	可塑剤
メチルイソブチルケトン	合成樹脂の溶媒、塗料や接着剤の成分、他の化学物質の原料、医薬品の抽出材等
亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤